

令和 8 年由仁町議会第 1 回定例会 第 1 号

令和 8 年 3 月 4 日（水）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
 - 2、例月出納検査報告
 - 3、令和 7 年度定例監査報告
 - 4、総務産業常任委員会町内所管事務調査報告
- 4 行政報告
- 5 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（令和 7 年度由仁町一般会計補正予算について）
- 6 議案第 1 号 令和 7 年度由仁町一般会計補正予算について
- 7 議案第 2 号 令和 7 年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 8 議案第 3 号 令和 7 年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について
- 9 議案第 4 号 令和 7 年度由仁町水道事業会計補正予算について
- 10 議案第 5 号 令和 7 年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について
- 11 議案第 6 号 令和 7 年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について
- 12 議案第 7 号 令和 7 年度由仁町農業集落排水事業会計補正予算について
- 13 令和 8 年度町政執行方針
- 14 令和 8 年度教育行政執行方針
- 15 議案第 8 号 由仁町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 16 議案第 9 号 由仁町いじめの防止等に関する条例の制定について
- 17 議案第 10 号 由仁町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第 11 号 由仁町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第 12 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第 13 号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第 14 号 由仁町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第 15 号 由仁町過疎地域持続的発展市町村計画について
- 23 議案第 16 号 令和 8 年度由仁町一般会計予算について
- 24 議案第 17 号 令和 8 年度由仁町国民健康保険事業特別会計予算について

- 25 議案第18号 令和8年度由仁町介護保険事業特別会計予算について
26 議案第19号 令和8年度由仁町後期高齢者医療特別会計予算について
27 議案第20号 令和8年度由仁町水道事業会計予算について
28 議案第21号 令和8年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計予算について
29 議案第22号 令和8年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計予算について
30 議案第23号 令和8年度由仁町農業集落排水事業会計予算について
31 一般質問
32 会議案第1号 閉会中の所管事務調査について
33 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員（9名）

議長	9番	後藤篤人君	副議長	8番	早坂寿博君
	1番	中村隆浩君		2番	東貴之君
	3番	野市裕司君		4番	大畠敏弘君
	5番	加藤重夫君		6番	浮田孝雄君
	7番	佐藤英司君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	石	井		洋
代	表	監	吉	田	弘	幸
総	務	課	青	木	祐	次
地	域	活	青	山	裕	志
住	民	課	河	合	高	弘
産	業	振	関	澤	和	之
保	健	福	三ヶ	田	恵	理
建	設	水	中	道	康	彦
会	計	管	秋	山	健	一
町	立	診	桐	越	佳	世
教	育	課	大	塚	郁	代
農	業	委	泉		陵	平
	員	会				
		事				
		務				
		局				
		長				

○出席事務局職員

局		長	野	島	健	君
主		事	土	谷	練	君
主		事	荒	井	日	奈
						君

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（後藤篤人君） ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、令和8年由仁町議会第1回定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（後藤篤人君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤篤人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 野市君、4番 大島君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（後藤篤人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告願います。

加藤君

○5番（加藤重夫君） 今定例会の会期について、委員会の審議結果を報告いたします。

本委員会につきましては、三役会議の協議を踏まえ、3月2日に開催し、議会運営等について協議を行ったところであります。

今定例会の付議事件等ではありますが、報告事項として諸般の報告及び行政報告、町長提出案件として専決処分した事件の承認について1件、令和7年度各会計補正予算案7件、条例の制定案2件、条例の一部改正案5件、過疎地域持続的発展市町村計画案1件、令和8年度各会計予算案8件の計24件であります。議会提出案件として会議案1件、議会運営委員会の閉会中の審査の申出1件の計2件であります。

続きまして、議事運営の取扱いにつきましては、令和8年度各会計予算案、議案第16号から23号を一括上程とし、その他の議案については単独上程といたします。なお、令和8年度各会計予算案については予算審査特別委員会を設置の上、同委員会へ付託し、休会中の審査といたします。令和8年度町政執行方針及び教育行政執行方針についての質問は、一般質問に含めて行うこととし、通告期日を3月5日正午といたします。一般質問については、休会後の12日に行うことといたします。

本会議及び議事の日程は、1日目、4日は日程第1から日程第30まで、2日目、12日は日程第31、一般質問のみ、最終日、18日は予算審査特別委員会報告並びに残りの日程とし、付議事件全般について審議した結果、今定例会の会期については3月4日から3月18日までの15日間とすることで意見の一致を見たところであります。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（後藤篤人君） 委員長に対し質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から３月１８日までの１５日間とすることに決定いたしました。

◎日程第３ 諸般の報告

○議長（後藤篤人君） 日程第３、諸般の報告を行います。

初めに、１の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。御覧をお願いします。

次に、２の例月出納検査報告をいたします。監査委員から令和７年１２月分、令和８年１月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧をお願いします。

次に、３の令和７年度定例監査報告をいたします。監査委員から令和７年度定例監査結果報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧をお願いします。

次に、４の総務産業常任委員会町内所管事務調査報告をいたします。総務産業常任委員会で閉会中に実施された町内所管事務調査報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。

総務産業常任委員会委員長から報告を求めます。

佐藤君

○７番（佐藤英司君） 本委員会は、次のとおり町内所管事務調査を終了したので、由仁町議会会議規則第７７条の規定により報告いたします。

調査事項は、町除雪の現状についてであります。町除雪の現状を把握し、課題について検討するため、令和８年１月２３日金曜日に本調査を実施いたしました。なお、出席委員は記載のとおりです。

調査結果であります。委員会室におきまして建設水道課から当町における除雪の体制や直営実施と民間委託の状況について説明を受けました。早朝における降雪状況の確認方法や除雪出動の判断基準、民間委託業者との連携をはじめ日中の降雪における緊急的な除雪への対応のほか、町と民間委託業者が保有する除雪機械の台数やこれらの機械の老朽化の状況、オペレーターの人数と年齢の状況、町民からの苦情に関する内容などについて確認を行った後、町重機車庫において本年度更新した除雪ドーザや除雪機械の状況について

確認し、会計年度任用職員として任用されたオペレーターと意見交換を行いました。

調査結果につきましては、町直営実施のオペレーターは26歳から49歳、平均年齢は37歳と若い人材により対応ができておりますが、民間委託業者のオペレーターにおいては高齢化が進み、65歳以上が6名で、最高齢者は79歳という状況でありました。このことから、今後も安定した除雪を行うためには若い人材の確保が必要不可欠であります。

また、除雪機械の更新に関し、これら機械の購入金額が高額であるため、民間委託業者が所有する機械の老朽化が進んでいることや、町直営実施のオペレーターの多くはそれぞれの地域において各種団体等の役員を兼ねていることから、現状の8人体制では役員行事以外に勤務を離れることが難しい状況となっていました。今後においても除雪作業を安全かつ安定的に実施できるようオペレーターの増員と若い人材の確保をはじめ事故防止に向けた機械装備品の整備、さらには除雪作業に支障を来すマンホールや街路樹等の改善等について町除雪の課題として捉えたところであります。

除雪に関わる事務事業は、積雪地域の当町にとってライフラインに直結する重要な業務であります。今後も町民ニーズを把握しながら、関係機関と連携し、安全かつ円滑に除雪が進められることを期待しています。

以上、総務産業常任委員会町内所管事務調査の調査報告といたします。

○議長（後藤篤人君） 以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（後藤篤人君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から一般行政報告があります。

町長

○町長（松村 諭君） 令和7年第4回定例会以降の行政事務についてご報告をいたします。

第1点目は、令和7年度中に締結した災害時等に関する協定についてであります。災害時における情報発信手段を強化し、町民の安全確保を図ることを目的とし、本年1月29日にLINEヤフー株式会社と災害に係る情報発信等に関する協定を締結し、災害時にはヤフーアプリなどを活用した緊急情報を迅速に受信できるよう協定を締結したところであります。これによりまして、当町の災害時等に関する協定は合計30件になったところであります。今後も多くの企業、組織と連携しながら、災害時における生活の安定と平常時における見守り体制の充実を図り、町民の皆さんが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指してまいります。

第2点目は、町立診療所医師の確保についてであります。昨年からの医師確保活動が実りまして道内外から2名の医師を確保することができましたので、ご報告いたします。1人目の長崎大学から派遣となる総合診療科専攻医、橋本康史医師、45歳は、訪問診療、外来診療などをしながら地域包括ケアの研修を行います。期間は4月から9月までの6か月間です。2人目の砂川市立病院に勤める呼吸器外科専門医、千葉慶宜医師、33

歳は、知事の指定する医療機関に勤務することを義務づけました地域枠制度によりまして当町の診療所で2年間勤務する予定であります。診療所では、今後もこのような若手医師の研修を受け入れながら、将来の地域医療を担う人材育成と由仁町の地域医療の充実に取り組んでまいります。

第3点目は、主な工事の進捗状況についてであります。建築事業のゆめっく館冷暖房設備工事は、本年2月18日に完成いたしました。

行政報告は以上3点でございます。

○議長（後藤篤人君） 教育長から教育行政報告があります。

教育長

○教育長（石井 洋君） 令和7年第4回定例会以降の教育行政諸般につきまして2点ご報告申し上げます。

第1点目は、令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果についてであります。この調査は、調査結果を基にして学校の教育活動全体を通じた体力の向上に関する指導の工夫や改善を進めることを目的とし、毎年全国の小学校5年生と中学校2年生を対象として実施され、このほど調査結果が公表されたところであります。調査内容は、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳びの小中学校共通実技のほか、小学校ではソフトボール投げ、中学校ではハンドボール投げの計8種目の実技テストに加え、運動習慣に係る質問調査となっております。その調査結果であります。全国の体力合計点につきましては小中学校男女ともに前年度から向上していますが、中学校男子を除いてコロナ渦前の水準には戻っていない状況であります。また、令和6年度に比べ肥満の割合は小中学校男女ともに低下、睡眠時間、朝食を毎日食べる割合は増加しており、改善傾向にありますが、スマートフォン、ゲーム機等の視聴時間については中学校で増加傾向が続いております。次に、体力合計点の当町の結果についてであります。令和6年度との対比では、小学生男子は1ポイント、小学生女子は5ポイント、中学生女子は9.7ポイント上昇していますが、中学生男子は1.5ポイント低下しております。全国平均との対比では、小学生男女、中学生女子は上回っておりますが、中学生男子は下回る結果となっております。また、当町においても国と同様、運動意識が高い児童生徒は週の運動時間が長く、体力合計点も高い傾向にあり、令和6年度と比較して運動意識及び週の運動時間が大幅に減少した中学生男子については体力合計点が全国を下回る結果となっております。また、中学生女子以外は肥満傾向の児童生徒が多く、朝食の欠食やスマートフォン、ゲーム機等の視聴時間についても減少の傾向にはあるものの、小学生女子を除いて全国平均と比べると多い傾向にあります。この調査結果を踏まえ、学校や家庭と連携しながら体力向上の取組に努めてまいります。

第2点目は、令和8年3月中学校卒業予定者の進路状況についてであります。今年3月の由仁中学校卒業予定者は30名で、うち29名が高等学校への進学を希望しております。出願先の状況につきましては、公立高校には、岩見沢農業高校に8名、長沼高校に4名、岩見沢緑陵高校に3名、管外の北広島高校、札幌東商業高校、札幌大通高校にそれぞれ1

名の計18名が出願しております。また、私立高校には、札幌日大高校に5名、白樺学園に2名、とわの森三愛高校、北海道文教大学附属高校、北海高校、北海学園札幌高等学校にそれぞれ1名の計11名が出願しております。

教育行政報告は以上2点でございます。

○議長（後藤篤人君） 以上で日程第4、行政報告を終わります。

◎日程第5 承認第1号

○議長（後藤篤人君） 日程第5、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和7年度由仁町一般会計補正予算について）を議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 承認第1号、令和7年度由仁町一般会計補正予算を専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、急遽衆議院が解散したことに伴い、本年2月8日に執行されました第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査に係る費用を追加したものであり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を得ようとするものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和7年度由仁町一般会計補正予算について）は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第1号

○議長（後藤篤人君） 日程第6、議案第1号 令和7年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 令和7年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では移住・交流拠点施設整備工事費の追加及び事業費の確定に伴う予算整理などで、歳入では町民税及び地方交付税の増額並びに事業費確定に伴う補助金の整理などが主なものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

んか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 令和7年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長（後藤篤人君） 日程第7、議案第2号 令和7年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 令和7年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では保険給付費及び保健事業費の減額など、歳入では国民健康保険税の増額及び道支出金の減額並びに繰入金の減額などが主なものであります。

なお、このたびの補正予算案につきましては、去る2月10日に開催されました由仁町国民健康保険運営協議会に諮問し、承認する旨の答申をいただいております。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 住民課長

○住民課長（河合高弘君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 令和7年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長(後藤篤人君) 日程第8、議案第3号 令和7年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第3号 令和7年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では保険給付費の減額及び基金積立金の増額などで、歳入では保険料の増額及び事業費確定に伴う負担金や交付金、繰入金の減額などが主なものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤篤人君) 保健福祉課長

○保健福祉課長(三ヶ田恵理君)

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 令和7年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第9 議案第4号

○議長（後藤篤人君） 日程第9、議案第4号 令和7年度由仁町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第4号 令和7年度由仁町水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、事業費などの確定に伴う予算整理が主なものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 建設水道課長

○建設水道課長（中道康彦君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 令和7年度由仁町水道事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○議長（後藤篤人君） 日程第10、議案第5号 令和7年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第5号 令和7年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では人件費などの予算整理、歳入では一般会計繰入金の減額などが主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願い

いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 診療所事務長

○町立診療所事務長（桐越佳世君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 令和7年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○議長（後藤篤人君） 日程第11、議案第6号 令和7年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第6号 令和7年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では人件費や経費などの予算整理、歳入では一般会計繰入金の

減額が主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 診療所事務長

○町立診療所事務長（桐越佳世君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 令和7年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号

○議長（後藤篤人君） 日程第12、議案第7号 令和7年度由仁町農業集落排水事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第7号 令和7年度由仁町農業集落排水事業会計補正予算に

ついて、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、事業費などの確定に伴う予算整理が主なものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 建設水道課長

○建設水道課長（中道康彦君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 令和7年度由仁町農業集落排水事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 令和8年度町政執行方針

○議長（後藤篤人君） 日程第13、令和8年度町政執行方針を上程します。

町長から町政執行方針を行っていただきます。

町長

○町長（松村 諭君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 町政執行方針に対しての質疑は、一般質問に含めて行うことといたしますので、ご了承願います。

◎日程第 14 令和 8 年度教育行政執行方針

○議長（後藤篤人君） 日程第 14、令和 8 年度教育行政執行方針を上程いたします。

教育長から教育行政執行方針を行っていただきます。

教育長

○教育長（石井 洋君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 教育行政執行方針に対しての質疑についても一般質問に含めて行うことといたしますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 50 分

再開 午後 1 時 30 分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第 15 議案第 8 号

○議長（後藤篤人君） 日程第 15、議案第 8 号 由仁町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第 8 号 由仁町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の運営に必要な基準を定めようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（三ヶ田恵理君） 議案第8号 由仁町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、内容の説明をいたします。

このたびの条例の制定は、令和6年6月に公布された子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により創設された乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を運営する乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付費の給付を受けるに当たり事業者として適切かどうかの確認を受ける必要があり、その基準は市町村が国が定める基準に従い条例で定めなければならないとされているため、由仁町における運営に関する事項を定めようとするものであります。

それでは、条例案の説明をいたしますので、議案書17ページをお開き願います。由仁町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例。

第1条は、趣旨であります。特定乳児等通園支援制度の運営に関する基準を定めることなどを規定しております。

第2条は、一般原則であります。当該事業は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重すること、由仁町暴力団排除の推進に関する条例の遵守、非常災害に備えて非常食、飲用水等の確保に努めなければならないことなどを規定しております。

18ページをお開き願います。第3条は、利用定員に関する基準であります。

19ページを御覧願います。第4条は、面談であります。特定乳児等通園支援を提供する際に保護者との面談を行うことなどを規定しております。

第5条は正当な理由のない提供拒否の禁止、第6条はあっせん及び要請に対する協力であります。

20ページをお開き願います。第7条は乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認、第8条は乳児等支援給付認定の申請に係る援助、第9条は心身の状況等の把握、第10条は特定教育・保育施設等との連携であります。特定事業者は、認定こども園や保育園との連携に努めることなどを規定しております。

第11条は、特定乳児等通園支援の提供の記録であります。支援の提供について必要な事項の記録について規定しております。

21ページを御覧願います。第12条は、特定乳児等通園支援に関する費用の額の受領であります。特定乳児等通園支援に要する費用のほか、必要な物品の購入や食事に係る費用を受け取ることができることなどを規定しております。

22ページをお開き願います。第13条は乳児等支援給付費の額に係る通知等、第14条は特定乳児等通園支援の取扱方針であります。支援の内容は、乳児等の特性に留意し、行うことなどを規定しております。

23ページを御覧願います。第15条は、特定乳児等通園支援に関する評価等であります。特定事業者は、支援の質の評価を行うことなどを規定しております。

第16条は、相談及び援助であります。特定事業者は、保護者からの相談や助言に応じ

ることなどを規定しております。

第17条は、緊急時等の対応であります。事業所の職員は、子供の体調の急変が起こった場合は速やかに保護者や医療機関への連絡を行うことなどを規定しております。

第18条は、乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知。

第19条は、運営規程であります。特定乳児等通園支援事業の目的や運営方針、支援の内容、職員に関することなど運営についての重要事項を定めることを規定しております。

24ページをお開き願います。第20条は、勤務体制の確保等であります。職員の勤務体制や資質向上のための研修などについて規定しております。

第21条は利用定員の遵守、第22条は掲示等であります。特定事業者は、運営規程の概要や職員の体制等を掲示することなどを規定しております。

25ページを御覧願います。第23条は乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則、第24条は虐待等の禁止、第25条は秘密の保持等であります。

26ページをお開き願います。第26条は情報の提供等、第27条は利益供与等の禁止、第28条は苦情解決、苦情を受け付けるための窓口設置や苦情に関しての改善を行うことなどについて規定しております。

27ページを御覧願います。第29条は地域との連携等、第30条は事故発生の防止及び発生時の対応であります。事故が発生した場合の連絡や再発防止のための指針の整理などについて規定しております。

28ページをお開き願います。第31条は会計の区分、第32条は記録の整備等であります。職員や設備、特定乳児等通園支援の提供に関する記録などについて規定しております。

第33条は、電磁的記録等であります。特定事業者は、書面に代えて電磁的記録により行うことなどを規定しております。

31ページをお開き願います。第34条は、委任であります。この条例の施行に関し必要な事項は別に定めることとしております。

附則であります。この条例は、令和8年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 由仁町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第9号

○議長(後藤篤人君) 日程第16、議案第9号 由仁町いじめの防止等に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第9号 由仁町いじめの防止等に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、いじめ防止対策の基本となる事項を定めるとともに、重大事態が発生した場合における調査の実施、その他の適切な対処方法を規定するなど、いじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進するため、新たに条例を制定しようとするものであります。

内容につきましては、教育課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤篤人君) 教育課長

○教育課長(大塚郁代君) 議案第9号、いじめの防止等に関する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの条例の制定につきましては、当町ではこれまで平成27年に策定しました由仁町いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止のための日常的な取組の検証や啓発活動等を行いながら、未然防止、早期発見、早期対応、早期解決に向け組織的に防止策を講じてまいりました。しかしながら、全国的にもいじめは増加傾向にあり、いじめの重大事態が起きた場合における地方公共団体の対応が改めて問われているところであります。このことから、当町のいじめに対する姿勢といたしましていじめ防止対策の事項を定めようとするものであります。

それでは、条例案をご説明いたしますので、議案書の33ページをお開きください。由仁町いじめの防止等に関する条例。

第1条は、目的を定めるものであります。いじめの防止等の対策を総合的、効果的に進

め、児童生徒の尊厳を守るとともに、児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら健やかに成長できる環境をつくることを目的とするものであります。

第2条は、定義であります。

34ページをお開きください。第3条は、基本理念を定めるものであります。学校の内外は問わずいじめが行われなくなるよう、またいじめが心身に及ぼす影響やいじめ問題に関する児童生徒の理解を深めることを規定しております。

35ページを御覧ください。第4条はいじめの禁止、第5条は町の責務、第6条は学校及び学校の教職員の責務、第7条は保護者の責務等を規定しております。

36ページをお開きください。第8条は町民及び事業者の役割、第9条は北海道との連携等について規定しております。

第10条は由仁町いじめ防止基本方針、37ページになりますが、第11条は学校いじめ防止基本方針についてそれぞれ定めており、いじめ防止対策推進法や道のいじめ防止基本方針などを参酌し、町や学校のいじめの防止基本方針を定めるよう規定しております。

38ページをお開きください。第12条は学校におけるいじめ防止、第13条はいじめの早期発見のための措置について規定しております。

39ページを御覧ください。第14条は関係機関等との連携等、第15条はいじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上について規定しております。

40ページをお開きください。第16条は学校評価等における留意事項、第17条はインターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進について規定しております。

41ページを御覧ください。第18条はいじめの防止等のための対策の調査研究の推進等、第19条は啓発活動、第20条は財政上の措置について規定しております。

第21条は、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織であります。学校は、いじめの防止等の対策のための組織を設置することについて規定するものです。

第22条は、いじめに対する措置であります。いじめの事実確認や教育委員会への報告など、学校において必要な措置を講じることについて規定しております。

43ページをお開きください。第23条は、教育委員会による措置であります。学校においていじめの事実確認がされた場合、教育委員会において必要な措置を講ずることについて規定するものです。

第24条は、校長及び教員による懲戒であります。学校の校長等は、いじめの事実が確認され、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条に基づき、当該児童生徒に対して懲戒を加えることを規定しております。

第25条は、学校相互間の連携協力体制の整備について規定しております。

第26条は、重大事態の発生に係る報告であります。学校は、重大事態が発生した疑いがあると認める場合には教育委員会を通じて町長に報告しなければならないことを規定しております。

44ページをお開きください。第27条は、教育委員会による対処であります。重大事態が発生した場合または疑いがある場合、いじめ専門委員会の立ち上げなど必要な措置を取り、迅速に対応することを規定するものであります。

第28条は、町長等による対処であります。重大事態が発生した疑いがあると報告を受け、その報告が不十分でさらに調査が必要と判断した場合には、いじめの調査委員会を立ち上げ、調査を行うことを規定したものです。

45ページを御覧ください。第29条は、由仁町いじめ問題対策会議の設置等であります。いじめ防止対策推進法の規定により、由仁町いじめ問題対策会議を置くことを規定しております。

第30条から38条までは、教育委員会の附属機関であります由仁町いじめ問題専門委員会の設置を定めるもので、第30条は由仁町いじめ問題専門委員会の設置、第31条は組織、第32条は委員及び特別委員について、46ページをお開きください。第33条は委員長及び副委員長、第34条は会議、第35条は部会、47ページを御覧ください。第36条は関係者の排除、第37条は秘密の保持、第38条は委員長への委任についてそれぞれ規定しております。

第39条から第46条までは、町長が必要と認めた場合、再調査等を行う町長の附属機関、由仁町いじめ調査委員会の設置を定めるもので、第39条は由仁町いじめ調査委員会の設置、第40条は組織、第41条は委員及び特別委員、48ページをお開きください。第42条は委員長及び副委員長、第43条は会議、第44条は関係者の排除、49ページを御覧ください。第45条は秘密の保持、第46条は委員長への委任についてそれぞれ規定しております。

第47条は、委任についてであります。この条例の施行に関して必要な事項は規則等で定めることとしております。

附則であります。この条例は、令和8年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

野市君

○3番（野市裕司君） この条例に対して質問させていただきます。

由仁町もいよいよいじめ防止条例ができると聞いて喜んでいたのですが、その中身を見ると少しがっかりしてしまいました。なぜなら、平成26年につくられた北海道いじめの防止等に関する条例とほとんど同じ内容のものだったからです。その文言からは由仁町でいじめ重大事態を絶対起こさないぞという熱いものは読み取れませんでした。

ここで質問です。北海道いじめの防止等に関する条例ができた2013年から2023年までにいじめ認知件数が19万5,500件あり、重大事態に及んだケースは89件もあったという情報を知った上でつくった条例なのでしょうか。また、その間亡くなった子供たちの無念だった心情や保護者の方々の深い悲しみを想像し、自分たちのこととしてこの条例に取り組んだのでしょうか。その部分をお答えください。

○議長（後藤篤人君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時53分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

町長

○町長（松村 諭君） ただいまの野市議員のご質問に対しましては、教育長のほうに答弁をさせます。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） 野市議員の質問にお答えさせていただきます。

条例と法律の関係については野市議員よくご存じだと思いますので、繰り返しはここでは申し述べませんけれども、この由仁町のいじめ防止等に関する条例につきましては、国のいじめ防止対策推進法に基づいてこの条例をつくっております。それで、由仁町が独自にほかの自治体に比べていじめの重大事件が多いとか、それから今後いじめの重大事件が起こる可能性がほかの自治体よりも高いとか、そういう由仁町独自というか特有の状況は見受けられないと思います。全国一律にいじめについては防止をしていかなければいけないということですので、この国の法律、いじめ防止対策推進法を超えた条例というのは制定するつもりはありません。したがって、由仁町独自の規定を設けるという考え方ありません。

以上です。

○議長（後藤篤人君） 野市君

○3番（野市裕司君） 今教育長のお話がありましたけれども、実際この条例の中身を見ますと具体的にも不備があると考えられます。本当にいじめをなくそうとしたら、この第4条のところですか。この文言も換えていくべきだと考えています。第4条、児童生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはいけないという文言ですが、これではいじめをやる子供はなぜいじめをしたか、なぜいじめをしてはいけないのかということが分かりません。仮に分かったとしても自分も保護される、支援もされる、そして罰則もない、そうであれば条例の有無に関係なくいじめという行動を起こすのではないのでしょうか。今善悪をはっきりと教えられない道徳教育であるならば、せめていじめは犯罪であると言い切るくらいの形でないといじめは減らないと思います。この点についてお答えをお願いいたします。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） 野市議員の質問ですが、以前、前回でしたか、前々回でしたか、の議会でもお答えしましたけれども、いじめの防止における懲罰規定、懲罰主義、これは

以前アメリカでもゼロトランスといって、生徒たちを厳しく罰するというで、そういう流れがありました。これを日本で提唱した先生もいます。幾つかの自治体は、自治体というか、幾つかの学校はそのゼロトランス方式で校則を強化したり、そういうことをやった学校もあります。その結果、行き過ぎた校則、ブラック校則というのが生まれたという社会的な状況もあります。それで、裁判になって学校や自治体が損害賠償請求されるというふうな事例もあります。

いじめというのは、単にいじめた側、いじめられた側という、悪いほう、いじめられたほうというふうな形では単純に規定できないというふうに思います。いろんな背景があっていじめが行われているという状況を全体一律に、全員一律にそういうふうに罰するのではなくて、個々の生徒の状況に寄り添って対応していかなければいけない。学校というのは教育の現場ですから、単にこの厳罰主義に基づいて子供たちを懲戒すればいいという問題ではないと思います。先生方が子供たちに寄り添って、そういうふうないじめを本当になくすような教育的な指導を行うというのが学校の間だというふうに考えております。

私の考えは以上です。

○議長（後藤篤人君） 野市君、これ3回目ですので、これで終わりますから。

○3番（野市裕司君） ありがとうございます。今懲罰のところは認めるわけにはいかないということだったのですけれども、今回の条例全体を見ますと、やはり大人目線というのですか、そういう感じが非常にして、大人の世界だってやっぱり実際いじめはありますし、大人だって間違いは犯すと、残念ながらこの事実も子供たちにやはりきちっと伝えていく必要があると考えています。先生だって生徒をいじめてしまうことだってあるかもしれないし、生徒のいじめに加担することだってあるかもしれない。また、学校がいじめを隠蔽したという事件も既に起こっています。だからこそ、大人たちも悪いことをしたら当然ながら罰は受けるのですよというような文言を入れるべきだと考えています。その内容については先ほどおっしゃったように十分に考えるべき、検討すべきではあると思うのですけれども、やはり大人の責任や覚悟、それを子供たちにきちっと示す文言が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） 大人というのは何を指しているのか分かりませんが、もし学校の教職員、いじめを見逃した教職員をちゃんと懲戒処分にしろという話であれば、これは北海道の条例で学校の先生の懲戒の手續等に関する条例がありますので、それに基づいて懲戒処分を行うということになります。学校の先生は支援員を除いて全て道の職員ですので、町が勝手に懲戒処分をするわけにはいきません。道のほうで懲戒処分をされるということですので、それに基づいてされると思いますが、国のいじめ防止法の中でも教職員の処分というのは規定されておられません。したがって、国の法律を超えて由仁の条例で教職員の処분을規定するということとはできないと思います。子供たちには道徳教育のところで人間の尊重、それから生命の尊重、特に命の教育とか人権教育、それから異文化理解の教

育等々はきっちりと、道徳だけではなくて全ての教科、学校生活全般においてきっちり教育をしておりますので、その辺については安心していただければというふうに思います。

以上です。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 野市議員のご質問に関しましては、私、教育長のほうに教育行政を委ねておりますので、教育長に答弁させていただきましたが、そもそも条例というのは、これはもうご存じだと思いますけれども、憲法に規定しておりまして、私または議会が発案権があるわけでございます。この条例に関しては、たしか94条で定められている権利でありますから、これが由仁町がいじめを防止するために今回提案させていただいた条例でありまして、条例というのはそもそも抑止、防止するための条例、あるいは何かを規制するための条例、あるいは広く周知するための条例と、それぞれ目的があるわけです。そこで、今回のうちの条例はいじめはよくないのだと、いじめが起きた場合にはしっかりと対処させていただきますよという目的の条例であります。ですから、ここで細かに罰則を定めるですとか、対処した教員の方に対する対応をどうするかとか、そういうことを決める必要はないと私は考えてこの条例の制定を指示したところであります。いじめというのは大変根の深い問題でありまして、根絶することはなかなか難しい。ところが、その1件1件のいじめについては必ず原因と結果があるわけです。それをいわゆる現場、あるいは教育委員会、第三者委員会ですっきりと検証して、その対処を考えていかなければならないと思っていますので、議員はこの条例では不十分だというふうにお考えかもしれないですけれども、私は今回これで、今の段階では、発生していないからではないですよ、これで十分でないかなと思って提案させていただいた次第でありますので、どうかご理解をいただきたいと思います。

○議長（後藤篤人君） それでは、ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（何事か言う声あり）

○議長（後藤篤人君） 反対討論の発言を許します。

野市君

○3番（野市裕司君） ありがとうございます。今の教育長、町長のお話も十分理解はさせていただきました。そのとおりだということもあるのですが、やはりこの条例に対してはまだ時期尚早ではないかと考えますので、反対の討論をさせていただきたいと思いま

す。基本的に今回のいじめ防止基本条例というのはいじめを減らすこと、そしていじめ重大事態を起こさないことが一番の目的であると思います。であるなら、今のいじめ条例の中身、これが不備があると私は考えていますので、そこをきちっと正さない限りはいじめは当然減らないと思います。由仁町に関してはやはりまだ早いのではないかと考えています。それよりも、今由仁町には由仁町いじめ防止基本方針があります。こちらの内容のほうがすばらしいと私は感じています。そして、由仁町には校長先生を中心に情熱あふれる先生たちもたくさんいらっしゃいます。そして、子供たちの将来や未来を真剣に考えている町長や教育長、そして教育委員会、教育課の方々がいらっしゃいます。皆さんがいる間はいじめ重大事態は起こらないと私は確信しています。であるなら、それまでにじっくりと時間をかけて最高の条例をつくるべきではないかと思って、今回いじめ防止等に関する条例は反対でございます。

以上です。

○議長（後藤篤人君） それでは次に、賛成討論の発言を許します。

早坂君

○８番（早坂寿博君） 由仁町いじめ防止等に関する条例の制定に賛成する立場から討論させていただきます。

子供は未来の希望であり、社会の宝です。かけがえのない存在である子供の心と体に深刻な影響を与えるいじめは、私たちの社会にあってはならない許し難い行為であります。当町においては、これまでもいじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けた組織的な防止策を講じていますが、本条例を制定することにより、より一層いじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進することが期待できるとともに、万が一重大事態が発生した場合には、条例に基づくいじめ問題対策会議やいじめ問題専門委員会などの第三者委員会の速やかな設置と調査実施が可能となるなど、いじめ防止対策が効果的に推進されることが期待できます。

よって、本条例によりいじめの防止の取組が確実に対応されることを求めるものとし、賛成の討論いたします。

○議長（後藤篤人君） そうしましたら、次に反対討論、そのほかありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 次、賛成討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） これにて討論を終結いたします。

これから採決を行います。この採決は、起立によって行います。

議案第9号 由仁町いじめの防止等に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（後藤篤人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第10号

○議長（後藤篤人君） 日程第17、議案第10号 由仁町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第10号 由仁町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、在宅医療の推進及び医療サービスの向上に必要な職員数の確保に向け、町立診療所の職員定数を変更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 診療所事務長

○町立診療所事務長（桐越佳世君） 議案第10号 由仁町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明をいたします。

このたびの改正は、町立診療所職員の定数を改正するものであります。住民に対し医療サービスを安定的に提供するためには医師、看護師をはじめとした人員の確保が最も重要です。町立診療所には現在30名の職員が在籍していますが、個人の事情により産休、介護休暇、病気休暇などの取得があり、現場で働く人数が不足している状況にあります。職員の多様な働き方に対応し、在宅医療の推進及び医療サービスの向上に必要な現場の人員を確保できるよう職員定数を変更するものであります。

改正内容につきましては、議案第10号資料の新旧対照表で説明いたしますので、御覧願います。右側が現行で左側が改正案であります。

第2条第6号の町立診療所に勤務する職員「30人」を「33人」とするものであります。

附則としまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑

はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 由仁町職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第11号

○議長(後藤篤人君) 日程第18、議案第11号 由仁町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第11号 由仁町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、町立診療所の職員が深夜業務に従事したときに支給する夜間看護手当について支給額を変更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤篤人君) 診療所事務長

○町立診療所事務長(桐越佳世君) 議案第11号 由仁町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明をいたします。

町立診療所は、現在約150名の在宅患者に対し訪問診療を行っています。24時間365日患者や家族からの相談を受け付け、急な往診に時間を問わず対応しています。加えて、診療所駆けつけサービスでは、訪問診療の契約を結んでいない住民に対してもアルソ

ックと連携し、緊急通報装置設置者には同じように往診ができる体制を取っています。これらの電話連絡は、専門職である看護師が受け、迅速かつ適切に医師に情報を伝えます。夜間は深夜業務を行っている病棟の看護師がその役割を担っています。当診療所は、救急、入院、在宅をつなげて診ているため、働く看護師には高いスキルが求められています。よい人材の定着を図り、採用を進めることが将来にわたり由仁町の医療を守っていくことにつながります。このたびの改正は、診療所職員の夜間看護手当の支給額を増額するものです。

改正内容につきまして、議案第11号資料の新旧対照表で説明いたしますので、御覧願います。右側が現行で左側が改正案であります。

第4条第2項の「勤務1回につき7,600円」を「町立診療所に勤務する看護師及び准看護師、介護福祉士等は、勤務1回につき1万円以内、町介護老人保健施設に勤務する看護師及び准看護師、介護福祉士等は、勤務1回につき7,600円」とするものであります。

附則としまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号 由仁町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第12号

○議長（後藤篤人君） 日程第19、議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、昨今の物価や賃金上昇の背景を踏まえ、各種委員の報酬を適正な報酬額とするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 総務課長

○総務課長（青木祐次君） 議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、特別職の報酬について昨今の物価や賃金上昇の背景を踏まえ、おおむね10％程度増額し、適正な報酬額に見直しを行おうとするものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第12号資料を御覧願います。右欄が現行の条例、左欄が改正案となっております。なお、文言の整理につきましては説明を省略させていただきます。

別表第1の1、監査委員の項中「5万4,000円」を「5万9,000円」に、「4万3,000円」を「4万7,000円」に、2、教育委員の項中「4万1,000円」を「4万5,000円」に、「3万9,000円」を「4万3,000円」に、3、農業委員の項中「5万4,000円」を「基本報酬2万3,600円、能率報酬3万5,400円」、「4万1,000円」を「基本報酬1万8,000円、能率報酬2万7,000円」に、「3万9,000円」を「基本報酬1万7,200円、能率報酬2万5,800円」に改めようとするものであります。なお、農業委員の報酬につきましては、かねてから国の農地利用最適化交付金を活用しており、このたび北海道から基本報酬、能率報酬として条例上明確化することが交付条件との指導がありましたことから、これまでどおり交付金を有効活用するため、このように改正を行うものであります。

続きまして、4、公平委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、国民健康保険運営協議会、社会教育委員会の項中「7,200円」を「7,800円」に、「3,600円」を「3,900円」に、「6,400円」を「7,000円」に、2ページをお開き願います。「3,200円」を「3,500円」に、6、前各号以外の特別職の委員の項中「6,000円」を「6,600円」に、「3,000円」を「3,300円」に改めようとするものです。

附則であります、この条例は、令和8年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第13号

○議長（後藤篤人君） 日程第20、議案第13号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第13号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、物価や賃金上昇の背景を踏まえ、配食サービスの事業費を引き上げることに伴い、本条例に規定しております利用者負担金の見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（三ヶ田恵理君） 議案第13号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、本条例に規定しております配食サービス事業に係る利用者負担金について改正をしようとするものであります。配食サービス事業の利用者負担金につきましては、令和5年7月に改定して以来据え置いてきているところでありますが、配食サービス業務を委託により実施しております由仁町配食サービス協会から人件費の引上げをはじめ食材等の高騰によりまして現在の費用では実施困難であるとの申入れがあったことから、同協会と協議を行った結果、1食当たりの費用を1,000円から1,245円に引き上げることとし、利用者負担金につきましても1食当たり500円を622円に見直すことから、必要な改正を行うものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第13号資料を御覧願います。右欄が現行の条例、左欄が改正案となっております。

別表（第4条関係）の事業区分の欄の2段目、その他の生活支援サービス事業（配食サービス）の項と4段目、任意事業（配食サービス）の項、6段目、障がい者等在宅生活支援事業（配食サービス）の項の利用者負担金の欄を「500円」から「622円」に改めようとするものであります。

附則であります、この条例は、令和8年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時40分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第21 議案第14号

○議長（後藤篤人君） 日程第21、議案第14号 由仁町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第14号 由仁町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、川端地区に設置されている防災行政無線施設を由仁消防団第2分団川端庁舎の移転新築にあわせ移設したため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、地域活性課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 地域活性課長

○地域活性課長（青山裕志君） 議案第14号 由仁町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

本条例は、防災行政無線の定義、無線施設の設置場所などを規定しているものでありますが、川端地区に設置されている防災行政無線施設について由仁消防団第2分団川端庁舎の移転新築に合わせまして移転したため、関係条文を改めるものでございます。

改正内容の説明は新旧対照表で行いますので、議案第14号資料を御覧願います。表の右欄が現行の条例、左欄が改正案となっております。

第3条の表中、再送信子局、これは役場のアンテナから川端地区の戸別受信機に電波を送るための中継局であります。及びその下の屋外拡声子局、こちらは屋外スピーカーのことです。その設置場所につきまして、旧分団所在地の「由仁町川端1037番地」から新しい庁舎の所在地であります「由仁町川端1110番地の40」に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第14号 由仁町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第15号

○議長(後藤篤人君) 日程第22、議案第15号 由仁町過疎地域持続的発展市町村計画についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第15号 由仁町過疎地域持続的発展市町村計画について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする当該計画が今年度をもって終了することから、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする新たな計画を策定するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、地域活性課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤篤人君) 地域活性課長

○地域活性課長(青山裕志君) 議案第15号 由仁町過疎地域持続的発展市町村計画について内容の説明をいたします。

まず、計画書の内容説明に先立ちまして、計画策定に当たったの経緯などについて説明をさせていただきます。本計画につきましては、令和3年度から令和7年度までを計画期

間とする現在の計画が本年3月をもって終了いたします。このため、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする新たな計画を策定するものであります。

また、本計画は法令等に基づく義務計画ではありませんが、計画策定によるメリットといたしまして過疎対策事業債を利用できること、国の補助金を受ける際の補助率のかさ上げ、地方税を課税免除した際の交付税による減収補填措置、これなどが計画の策定を条件として活用できるものであります。したがって、計画に掲載している事業につきましては過疎債を活用して現時点で実施または実施する可能性がある事業から現段階では予定していないが、将来実施の可能性が予想される事業まで幅広く掲載しておりますので、ご理解をお願いいたします。

それでは、計画の内容についてご説明いたしますので、由仁町過疎地域持続的発展市町村計画を御覧願います。説明につきましては、計画書のボリュームもありますので、要点の説明とさせていただきますので、ご了承願います。

まず、1枚お開きいただきまして、目次を御覧願います。大項目として1から13までの項目があります。本計画の各項目及び記載内容につきましては、総務省から示されています作成例に基づき必要事項を記載したものとなっております。

1ページをお開き願います。1ページから10ページまでの1、基本的な事項についてですが、9ページまでが町の概要や人口の推移、行財政の状況などのほか、町の基本方針や基本目標などを記載しております。9ページをお開き願います。9ページの中項目4、地域の持続的発展の基本方針を要約して申し上げます。本計画の基本方針といたしましては、町の地域振興の長期的な計画であります第七次由仁町総合計画を基本とし、各関連計画との整合性を図りながら、町の将来像であります小さくてもキラリと輝くまちへを目指していくことといたしまして、地場産業の育成、魅力ある質の高い雇用の場の確保、移住・定住を促進するための条件整備、町内外に向けた町のPRなど、当町の恵まれた立地環境を最大限に活用したまちづくりを推進することを基本方針としております。10ページをお開き願います。中項目の5、地域の持続的発展のための基本目標であります。こちらは過疎地域の条件が人口減少率を基本としていることから、人口目標を設定するものであります。目標値といたしましては、由仁町人口ビジョンにおける人口の将来展望の数値を目標値に設定しております。中項目の6、計画の達成状況の評価に関する事項であります。計画の達成状況の評価を実施することが必要とされており、外部有識者の参画による効果検証を行っていく上でまちづくり協議会において効果検証を行っていくことと想定しております。また、必要に応じて計画の見直しを行っていくものとしております。中項目の7、計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年となっております。

11ページを御覧願います。ここからは、地域の持続的発展のために実施すべき施策として設定されている分野となります。大項目2から大項目13までの各分野が設定されておりますが、それぞれにおきましてその分野について町における1として現況と問題点、2としてその対策、3として計画を記載しております。計画には、今後5年間に於いて実施する、または可能性のある事業計画を掲載し、過疎債をはじめ財政上の特別措置を活用

しながら事業を展開するものとしております。

初めに、11ページから14ページの2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成で、移住・定住につきましては若者世代を対象とした移住・定住施策に向けた支援や町を積極的にPRする取組の推進、地域間交流については北海道ボールパーク構想による事業連携など、多様な分野における地域間交流を推進し、交流人口の拡大を図っていくこととしております。12ページをお開き願います。事業計画といたしましては、複合拠点施設整備事業や由仁町移住・交流拠点施設整備事業をはじめとする移住・定住関連事業を計画に掲載しております。なお、事業計画の表の事業名の欄に（４）、過疎地域持続的発展特別事業と記載しておりますが、これはこの後に出てくる各分野においても共通する区分でございまして、この過疎地域持続的発展特別事業は、いわゆるソフト事業を位置づける区分であります。人材育成、地域振興、交流促進、各種支援事業など、施設整備などを伴わない事業が該当いたします。

15ページをお開き願います。3、産業の振興で、ここでは農業、商工業、観光分野における地域経済の活性化に向けた取組について記載しております。18ページをお開き願います。18ページから19ページにかけての事業計画では、基盤整備や企業誘致の推進、商工振興事業などを掲載しております。また、ソフト事業として商工会共通商品券拡販推進事業、いわゆるプレミアム商品券事業、あと夏まつり等支援事業などを記載しております。20ページをお開き願います。中項目の4になりますが、4、産業振興促進事項とありますが、こちらにつきましては過疎法に基づく特別措置の中に地方税の課税免除等に伴う減収補填措置がございまして、このような措置を利用する場合は計画等にその対象区域や対象業種などを記載することが必要なため、記載しているものでございます。

21ページを御覧願います。21ページから22ページになります4、地域における情報化ですが、ここでは地域の情報格差の是正を図るほか、情報発信の強化など必要な行政の情報化を進め、住民サービスの向上を図ることとし、22ページの事業計画では住民票をコンビニエンスストアで発行するコンビニ交付事業を掲載しております。

23ページを御覧願います。23ページから26ページになります5、交通施設の整備、交通手段の確保ですが、この項目は道路や公共交通の対策について記載しております。25ページをお開き願います。25ページ、26ページの事業計画では、道路整備に伴いまして各道路の改築、改良事業を掲載しております。また、橋梁の長寿命化を推進するとともに、老朽化が進む除雪機械の整備についても掲載しております。次のページの公共交通では、町内での移動手段を確保するため、デマンドタクシー事業や地域間の移動手段を確保するためのデマンドバス運行事業である地域間交通路線確保事業を掲載しております。

27ページを御覧願います。27ページから32ページになります6、生活環境の整備ですが、ここでは生活環境の整備に関する項目として上・下水道、環境衛生、消防、住宅、公園に関する対策を記載しております。31ページをお開き願います。31ページと32ページの事業計画では、上下水道施設など各関連施設の整備の老朽化に伴う計画的な更新などを掲載しております。

33ページをお開き願います。33ページから39ページになります7、子育て環境の

確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進になります。３６ページをお開き願います。３６ページから３９ページの事業計画では、高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉、地域福祉、保健衛生に関する事項を記載しております。計画では、主にソフト事業でございまして、由仁っ子医療費助成事業などの医療費や予防接種費用などの各種助成事業などについて掲載しております。

４０ページをお開き願います。４０ページと４１ページになります８、医療の確保ですが、ここでは町立診療所における医療サービスや在宅医療の充実を図ることとしております。事業計画では、現在計画しております診療所改築事業のほか、医療機器整備事業、医師住宅改修事業などを計画に記載しております。

４２ページをお開き願います。４２ページから４５ページになります９、教育の振興ですが、ここでは学校教育、社会教育、スポーツに関して掲載しております。また、スクールバスの計画的更新や老朽化が進む各施設の適正な維持、改修による長寿命化を図ることとしております。４４ページをお開き願います。４４ページの事業計画では、スクールバス更新事業や各学校の改修事業などを掲載しております。

４６ページをお開き願います。４６ページから４８ページになります１０、集落の整備ですが、ここでは地域集落への支援や地域が主体となるまちづくりの推進など、地域集落の維持・活性化を図る取組の推進について記載しており、４７ページからの事業計画では自治区活動支援事業をはじめ関連事業を掲載しております。

４９ページをお開き願います。４９ページと５０ページになります１１、地域文化の振興等ですが、事業計画では文化交流館事業実行委員会活動支援事業をソフト事業として掲載しております。

５１ページをお開き願います。１２、再生可能エネルギーの利用の推進ですが、ここでは再生可能エネルギーに関する取組や支援など、環境にやさしいまちづくりを推進していくことで自然エネルギーに関する記載をしております。具体的な計画の欄はございませんが、具体的な事業を創出した時点で事業を加えようとするものであります。

５２ページをお開きください。５２ページと５３ページになります１３、その他地域の持続的発展に関し必要な事項ですが、ここでは行政への住民参加として地域担当職員の積極的な活用や若者や女性の行政委員会等への登用による活発なまちづくりの推進などについて記載しております。この事項につきましても具体的な事業を創出した時点で事業を加えようとするものであります。

５４ページをお開き願います。５４ページ以降につきましては、これまでの各項目に掲載されていた事業のうちソフト事業部分を再掲したものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第15号 由仁町過疎地域持続的発展市町村計画については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第16号ないし日程第30 議案第23号

○議長（後藤篤人君） お諮りいたします。

日程第23、議案第16号から日程第30、議案第23号までの令和8年度由仁町各会計予算については関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、一括議題とすることに決定いたしました。

日程第23、議案第16号から日程第30、議案第23号までを一括議題といたします。
町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） ただいま一括上程されました各議案の提案の理由を申し上げます。

議案第16号から議案第23号までの令和8年度各会計予算につきましては、さきに申し上げました令和8年度町政執行方針及び教育行政執行方針に基づき、それぞれの予算を計上したところであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 以上をもちまして提案理由及び内容の説明が終わりました。
各会計予算に対する大綱質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

◎予算審査特別委員会の設置

○議長（後藤篤人君） お諮りいたします。

ただいま一括議題となりました議案第16号から議案第23号までを会議規則第39条の規定により、議長を除く8名で構成する予算審査特別委員会を設置し、同委員会に付託をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号から議案第23号までを議長を除く8名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の指名については、由仁町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、委員の指名は議長において行いますので、その結果を事務局長から発表させます。

○事務局長（野島 健君） 発表いたします。

議席順に申し上げます。1番、中村隆浩議員、2番、東貴之議員、3番、野市裕司議員、4番、大畠敏弘議員、5番、加藤重夫議員、6番、浮田孝雄議員、7番、佐藤英司議員、8番、早坂寿博議員。

以上でございます。

○議長（後藤篤人君） ただいまの指名についてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8名の議員を予算審査特別委員会の委員に決定いたしました。

休憩いたしますので、休憩中に特別委員会の委員長及び副委員長を選出し、議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時19分

再開 午後 3時25分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

◎予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選出

○議長（後藤篤人君） 休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選出が行われ、その結果、委員長に佐藤英司君、副委員長に中村隆浩君であります。

予算審査特別委員会は、付託となった議案第16号から議案第23号までの令和8年度由仁町各会計予算について会期中に審査を終え、本定例会に報告願います。

◎延会の議決

○議長（後藤篤人君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日3月5日から3月11日まで休会とし、3月12日に本会議を開くこととして、本日はこれで延会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（後藤篤人君） 皆さんに連絡いたします。

3月12日の開議時間は午後1時30分からいたしますので、時間までにご参集願います。

ご苦労さまでした。

◎延会 午後 3時26分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議 長 後 藤 篤 人

3 番 議 員 野 市 裕 司

4 番 議 員 大 畠 敏 弘